

住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書（案）の概要

※下線部を今回追加

1 基本情報

- (1) 事務の名称
住民基本台帳ネットワークに関する事務
- (2) システムの名称
 - ・住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）
 - ・附票連携システム
- (3) 取り扱う特定個人情報ファイル名
 - ・都道府県知事保存本人確認情報ファイル
 - ・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う理由
全地方公共団体で本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理するため
- (5) 個人番号を利用する法令上の根拠
住民基本台帳法（以下「住基法」という。）
- (6) 情報提供ネットワークシステムとの接続
接続しない

2 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル
 - ア ファイルの内容
常に正確に更新・管理・提供するため、高知県内の住民基本台帳に記録された住民の個人番号、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報とする。
 - イ 特定個人情報の入手
住基法に基づき、市町村から住基ネットを通じて取得する。
 - ウ 特定個人情報の使用
住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、住基法及び番号法に基づき使用する。
 - エ ファイルの取扱いの委託
都道府県サーバの運用監視及び高知県が設置する端末等の運用管理について委託する。
 - オ 特定個人情報の提供・移転
住基法及び番号法の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報の提供又は移転を行い、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。

カ 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報は施錠管理及び入退室管理を行っているサーバ設置場所で保管するとともに、保管期間の満了したデータはシステムで自動判別し、消去する。

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア ファイルの内容

常に正確に更新・管理・提供するため、高知県内の戸籍の附票に記録された住民の4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報とする。

なお、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、高知県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。

イ 特定個人情報の入手

住基法に基づき、市町村から住基ネットを通じて取得する。

ウ 特定個人情報の使用

住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、住基法及び番号法に基づき使用する。

エ ファイルの取扱いの委託

都道府県サーバの運用監視及び高知県が設置する端末等の運用管理について委託する。

オ 特定個人情報の提供・移転

住基法及び番号法の規定に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報の提供又は移転を行い、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。

カ 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報は施錠管理及び入退室管理を行っているサーバ設置場所で保管するとともに、保管期間の満了したデータはシステムで自動判別し、消去する。

3 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(1) 特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村から通知される本人確認情報に限定される。

(2) 特定個人情報の使用

使用者を静脈による生体認証により限定するとともに操作履歴を適宜確認し、使用する端末の操作権限は必要な限度で付与する。

(3) ファイルの取扱いの委託

委託業務従事者には都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限は付与しない。契約書に個人情報に係る規程を設け、遵守させる。

(4) 特定個人情報の提供・移転

情報の提供・移転については、その記録をシステム上で管理し、保存する。システム上、全国サーバと都道府県サーバは相互認証を行っているため、認証できない相手先へ情報が提供されることはない。

(5) 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報は施錠管理及び入退室管理等を行っているサーバ設置場所で保管するとともに、保管期間を満了したデータはシステムで自動判別し、消去する。

4 その他のリスク対策

(1) 自己点検・監査

リスク対策等が評価書の記載内容のとおり実施されているか等を自己点検及び内部監査により確認する。

(2) 従事者への教育・啓発

住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間毎に所要の研修を実施する。

5 開示請求、問合せ

(1) 開示請求

高知県総務部法務文書課

(2) 問合せ先

高知県総務部市町村振興課

6 評価実施手続

(1) しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施を義務付けられる。

(2) 国民・住民等からの意見聴取

平成 21 年 3 月 30 日付け 20 高県情第 1413 号及び 20 高行管第 541 号の通知「意見公募手続きに係る公示の方法等について」に基づき、意見募集を実施する。

(3) 第三者点検

高知県個人情報審議会